

歯周病リスク検査を 実施します

当組合にご加入の被保険者・被扶養者(18歳以上)の皆様を対象に、歯科衛生事業の一環として歯周病リスク検査「ペリカ」を実施することとなりました。こちらは全額健保負担にて、皆様のご負担は一切なくご利用頂けます。

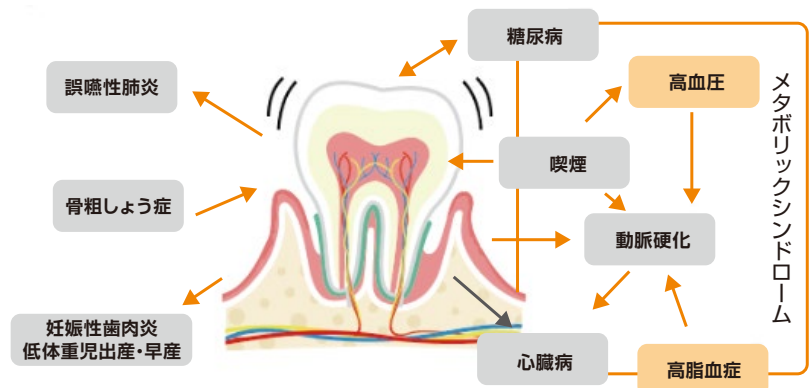
「ペリカ」は歯周病の原因菌の有無が医療機関を受診せずとも、自己診断キットで簡易的に診断することが可能です。

いつまでも健康な歯を保つためにも、日々のメンテナンスに加えて歯周病リスク検査「ペリカ」の活用をお勧めします。



歯周病と 全身の関わり

最近では歯周病が他の病の因子となる可能性があることが報告されています。



申込期間 2022年2月28日(月)まで ※キットは返信用封筒にて3月31日(木)までの到着分を受付いたします。

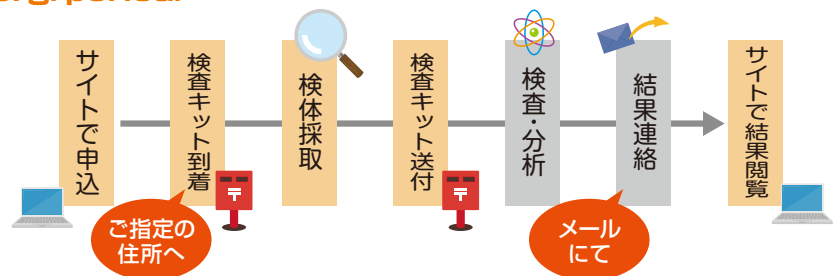
ペリカお申し込み方法

検査費用:無料

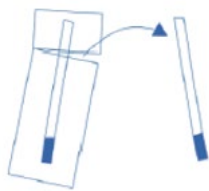


<https://www.jpm1960.org/perica/>

WEBサイトからお申し込み下さい(所要時間約3分)。検査キットが到着しましたら下記採取方法で採取をお願いします。なお、検査キット返送後、約2週間後に結果メールが配信されます。



1 採取ブラシを袋から取り出します。



2 歯と歯ぐきの間を採取ブラシで30秒間、ゆっくりとなぞります。



3 保存容器のフタを開けて採取ブラシを入れ、フタでブラシごと押し込んで閉めます。



4 保存容器のシールに名前を記入し、元のチャック袋に入れて提出して下さい。



詳細はデンカ健康保険組合HPのお知らせをご覧ください。

デンカ健康保険組合



健康保険法等の一部が改正されました

令和4年1月1日施行の「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき健康保険法等が改正されました。

これは、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」の構築を目指すものです。改正項目を★にて示します。

★出産育児一時金支給額の変更

産科医療補償制度に加入していない分娩機関等における令和4年1月1日以降の分娩分について、**出産育児一時金等の額が40万4千円から40万8千円**となります。

★任意継続被保険者の任意脱退

任意継続被保険者は、**任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合には、その申し出が受理された日の属する月の翌月1日に、その資格を喪失することが可能**となりました。

【資格喪失事由】

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 就職により他の健康保険制度に加入したとき
- ③ 被保険者の方が長寿医療制度に加入したとき
- ④ 被保険者の方が亡くなったとき
- ⑤ 被保険者となってから起算して2年間が経過したとき
- ⑥ **被保険者から申し出があり届出が受理されたとき**

★傷病手当金の支給期間通算化

従来：支給を始めた日から起算して1年6か月間（暦日）とする
改正後：支給を始めた日から**通算して1年6か月間**とする。



支給期間の考え方

従来（旧）の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後（新）の傷病手当金の支給期間

療養期間			療養期間			療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	

通算1年6か月

※支給開始日から通算して1年6か月経過後は不支給